

北部ウガンダ紛争とアチヨリの「伝統的」儀礼

可能性と限界

榎本珠良

●はじめに

二〇〇四年一月、国際刑事裁判所（ICC）は、北部ウガンダの事態に関する捜査に向けた活動を開始した。北部ウガンダでは一九八〇年代後半から政府軍と神の抵抗軍（LRA）との戦闘が続いており、そのなかで行われてきた行為はICCが管轄しうらと思われた。しかし、ICCはこの直後から、被害地域の北部ウガンダ（特にアチヨリ地域）の指導者層や援助組織等による批判に直面した。彼らの多くは、アチヨリの「伝統的」方法で被害者にとっての正義が追求できると主張し、「アチヨリの伝統的正義」を象徴する儀礼として、殺害行為に適用される「マト・オプート」を挙げた。しかし、これまでにこの儀礼がLRAの元メンバーに対して行われた記録は存在せず、彼らに対して実際には他の種類の儀礼が行われてきた。本稿では、「マト・オプート」の儀礼および実際に行われてきた儀礼の例を検討し、現段階での「伝統的」儀礼の可能性と限界を提示するものである。

●北部ウガンダ紛争とICC

一九八五年、ウガンダ北部・アチヨリ地域出身のオケロはオボテ政権を倒したが、一九八六年に南部を基盤とする現大統領ムセベニの軍に倒された。ムセベニの軍による残虐行為に対抗しようとした北部住民や、北部に逃れたオケロ政権下の軍関係者は様々な反政府集団を形成した。一九八八年前後からジョセフ・コニー率いるLRAが反政府集団の主流となったが、次第にアチヨリの人々の支持を失うようになると、若いアチヨリの人々を誘拐し、彼らに同じアチヨリの人々を攻撃させるようになった。また、ウガンダ政府軍もLRAから国民を守るために戦うことを主張しながら、北部住民への暴力行為を行ってきた。二〇〇三年一二月、ウガンダ政府はICCに事態を付託し、二〇〇四年一月末、上述のとおり、ICCは捜査に向けて活動を開始した。その後、公式捜査が行われ、二〇〇五年一月にはLRAの指導者五人に対する逮捕状が公表された。

●「アチヨリの伝統的正義」とマト・オプート

英語での議論において使用される「伝統的正義」(traditional justice) という言葉は、ルオ（アチヨリの言葉）では「ゴル・マテイー」（正しい決定）あるいは「ゴル・メテ・テ・クワロ」（伝統に即した決定）という表現がなされる。ICCの「正義」が、管轄する罪についてICC規定に基づいて裁くことであるのに対し、「伝統的正義」は「タブー」とされる行為について、行為の性質および各クランなどの慣習に基づき、適用される儀礼や「賠償」の額などを決定し実行することである、とも言える。そして、ICCによって下される刑期が様々であるように、行った行為および各クランの慣習によって儀礼の形態や「賠償」の額は様々である。

アチヨリ地域で行われてきた数多くの儀礼のうち、上述の「伝統的正義」を象徴する儀礼として挙げられるのが、殺害行為に適用される「マト・オプート」（苦い根を飲む、の意）の儀礼である。儀礼に至るプ

Trend Report

北部ウガンダ紛争とアチヨリの「伝統的」儀礼—可能性と限界

ロセスは、「加害者クランと被害者クランの関係が断絶される冷却期間」、「自発的告白」、「双方の家族やクランが関与した事実確認」、「賠償に関する合意」等が大抵のクランにみられると言われる。そして儀礼の内容や意味は、以下のように説明される。

・両クランが棒で棒を叩き合い、仲介者が止めに入る。

・加害者クランのメンバーがその場から走り去る。罪を認めることを意味する。

・加害者クランから提供される羊と被害者クランから提供される山羊を真二つに切り、それぞれの片側を交換する。両クランの一体化を意味する。

・腐った青野菜を食べる。腐った青野菜は、食物が腐るほど長く緊張関係が続いたことを示し、これを口にする事で和解の意思があることを意味する。

・苦い根（オプート）が入った液体を飲む。苦い根は苦い感情を象徴し、この液体を両クランのメンバーが飲むことで苦い感情を流し去ることを意味する。

・羊と山羊の肝臓が調理され、両クランのメンバーが食べる。苦い感情が洗い流され、両クランの血液が混ざりあい一体となったことを意味する。

・オデオ（鍋の残り物）を食べる。両クランが再び食事を共にすることを意味する。

・用意された全ての料理を食べつくす。

緊張関係が残っていないことを意味する。

●「マト・オプート」の可能性と限界

「アチヨリの伝統的正義」を象徴する「マト・オプート」のプロセスによって可能となるものとしては、①被害者の魂の鎮魂、②被害者クランの「苦い感情」の解消、③加害者クランに魂がもたらす災禍の防止、④クラン間の「関係修復」と「和解」といった点が強調される。加えて、一連のプロセスのなかに含まれる懲罰的要素にも留意する必要があると思われる。例えば「賠償」には、被害者クランの生命の喪失分を元に戻す役割とともに、賠償を行うために加害者および被害者クランが苦難を味わうという懲罰的な役割もあると考えられる。また、加害者クランが死者の魂による災禍および災禍への恐怖に苛まれることなどにも、懲罰的な意味合いが含まれると思われる。

しかしながら、この紛争下での殺害行為に「マト・オプート」の儀礼が適用可能であるかについては曖昧な点が多い。まず、この儀礼を行うためには加害者クランと被害者クランが存在する必要がある、よって誰が誰を殺害したのか明確である必要がある。しかし、L R A に誘拐された人々は見知らぬ場所に連れていかれ、夜の闇のなかで人々を殺害させられたり、キャンプ間を移動する人々を殺害させられたりするため、誰が誰を殺害したのか不明確な場合もある。

あるいは逆に、近い関係にあった人の殺害を強いられた場合には、儀礼の前の行為を告白すると混乱に陥る可能性も指摘されている。さらに、あまりに多くの人があまりに多くの人を殺害しており、紛争で疲弊し、物資の殆どを支援に頼るこの地域において、賠償および儀礼に膨大な費用を要する「マト・オプート」のプロセスを一人ずつ行うことは困難であると言われる。また、実際の殺害を行ったという意味での「加害者」は、L R A に誘拐され、殺害等の行為を強いられた人々であることが多い。これまでの議論のなかで、「マト・オプート」の儀礼はL R A 指導者層にも適用可能な儀礼として挙げられている。しかし、全ての殺害行為を直接に行っているわけではない指導者層に実際にどのような形で適用することができるのかは明確ではない。そして、この紛争下で行われた殺害行為にこの儀礼が適用された記録は存在しないとされる。

●実際に適用されてきた儀礼の例 —「ヨボ・コム」

アチヨリ地域において殺害行為に適用される儀礼は、「マト・オプート」だけではない。戦争時に人を殺害した者や、故意でなく人を殺してしまった者に適用される儀礼として、「ヨボ（浄化する）・コム（体）」も存在する。儀礼の詳細はクランによって違いがあるが、人の体に本人の魂以外の魂がとりついている場合、その魂を動物に移

すことで本人を浄化するもの、と言われる。一九九〇年代以降、L R Aから帰還した人々のなかに、L R Aに強要された殺害などの行為のために、そしてそうした行為によって魂がとりついたりみなされるために、家族や隣人に受容されない者がいることが問題視された。また、とりついたり魂が鎮魂されない限り、本人やクランなどに災禍がもたらされることが懸念された。そうした状況のなか、「ヨボ・コム」の儀礼や類似の儀礼がL R Aの元メンバーに対して行われてきた。以下、筆者が現地で記録した「ヨボ・コム」の儀礼について、対象者、儀礼に至る背景と儀礼の内容を概観する。

①対象者。儀礼は、ともにL R Aの元メンバーである二〇代半ばの夫妻と三人の子どもたちに対して行われた。夫妻はともにアチヨリ地域グル県の同じ地域で生まれ、一九九〇年頃にL R Aに誘拐され、約一〇年後にそれぞれが帰還した後に再会した。二人は誘拐前から顔見知りであり、誘拐されていた間に結婚した。夫はL R Aのもので一定の地位を与えられ、多くの政府軍兵士と数人の民間人を殺害したが、妻は人を殺害することはなかった。二〇〇五年春ごろから、夫妻はN G Oから「社会復帰」のための職業訓練等の支援を受けている。

②背景。一家にとりついている魂によるとされる問題が二〇〇五年以降に表面化した際に、夫のクランの長老たちは、夫が行った行為とクランの慣習を考慮し、「ヨボ

・コム」の儀礼が必要と判断し、夫だけでなく一家全員に儀礼を行うべきと結論づけた（夫のクランのアテケー―長老のなかの一人で、儀礼を執り行うことが多い―の補佐役であり、夫の叔父にあたる長老への筆者インタビュー。二〇〇六年四月二〇日）。しかし、一家もクランの人々も儀礼の費用を捻出できなかった。二〇〇六年三月から、悪夢、幻想、頭痛、腹痛等の、魂によると思われる問題が深刻化し、夫妻を支援していたN G Oは儀礼を支援することを決定した。

③儀礼の内容。二〇〇六年四月二〇、二一日に、夫妻の親類の多くが住むグル県南部のオピト国内避難民キャンプで行われた。初日の午前一時、夫の親類の家（キャンプのなかの仮設住宅）の近くで長老がオス山羊とともに立ち、上半身裸になった一家に対面し、魂に赦し去るように求めることを宣言した。そして山羊が地面に横たえられ、一家は一人ずつ山羊を跨いだ後、夫の親類の家に入った。クランのメンバーは山羊をナイフで殺し、腸のなかのものを取り出してカラバツシユの容器のなかで胡麻油と混ぜた。一家は家から出て再び上着を脱ぎ、イサツクはカラバツシユのなかのものを五人の胸の中央に塗った（この行為は浄化することを意味すると言われる）。一家は再び家に入り、その間に山羊が調理され、焼いたレバーが皆に分けられ、食事が供された。午後七時過ぎにアジュワカ（祈祷・霊媒などを行う人）が到着し、一家はアジ

ユワカの前に座り、その周りでクランの人々が歌い踊るなか、アジュワカが魂を呼び、それぞれの魂が何を求めるのかを尋ねた。

アジュワカによれば、夫、長男、妻にとりついていた魂が順番に降りてきて、アジュワカと話をした。要求されたことは、黒いオス山羊を殺して頭以外の肉を食べること、黒い雄鶏を殺して森に捨てること、メス山羊を一番近くの川に連れて行って殺し、内臓を取り出して放置すること（内臓以外の部分は食べて良いが、夫妻と三人の子どもは食べてはならない）、雌鳥を川の中に生きたまま放り込むこと、であった。

翌日の朝八時、一家とアジュワカは起床し、魂に言われたとおりのことを森のなかで行った。残った雄鶏一羽と一万ウガンダ・シリング（約五・六米ドル）が、アジュワカについているとされる「良い魂」に贈られた。儀礼の後、一家を支援しているN G Oのスタッフは、魂によるとされていた問題が解消したことを確認した（支援N G Oによる情報。二〇〇六年八月）。

●「ヨボ・コム」の可能性と限界

「アチヨリの伝統的正義」を象徴する儀礼として提示される「マト・オプト」の儀礼を近年の紛争下で行われた殺害行為に適用しようとする際には、誰が誰を殺害したのか明確である必要があるが、これがしばしば困難であるという問題がある。それに対し、「ヨボ・コム」の儀礼を行うため

Trend Report

北部ウガンダ紛争とアチヨリの「伝統的」儀礼—可能性と限界

には被害者を明確にする必要はない。また、「マト・オプト」の場合は、現在の北部ウガンダでは加害者クランが賠償および儀礼に要する費用を捻出することが困難であるという問題がある。しかし、上述の「ヨボ・コム」の儀礼は被害者クランへの賠償を伴わず、儀礼費用の殆どである三四万七〇〇〇ウガンダ・シリング（約一九二米ドル）はNGOが提供した。実際に、これまでLRAの元メンバーに対して行われてきた儀礼は「ヨボ・コム」および類似の儀礼であり、儀礼に必要な生贄は安価な代用品を用いるか、援助組織が費用を負担することも多いと言われる。そして、今回の事例では、一家にとりついていた魂によるとされていた問題が解消したことから、魂が鎮魂されたということになる。

しかしながら、殺された人々を明確にする必要も賠償を行う必要もないため、殺された人々の家族やクランはこの儀礼が行われたことを知ることすらなく、賠償を受け取ることもない。また、魂がもたらす災禍という懲罰的要素は残るものの、儀礼に必要なものを揃えるために加害者クラン全体が苦難を味わうという懲罰的要素はNGOが支援することで消滅する。今回の事例では、NGOが夫のクランの長老たちに謝礼金（今回は一〇万ウガンダ・シリング＝約五五・六米ドル）を支払ったが、このような場合は加害者クランの人々にとってむしろ利益となる。

● おわりに

「アチヨリの伝統的正義」を象徴する儀礼として紹介される「マト・オプト」の儀礼が、この紛争のなかで行われてきた殺害行為に適用可能であるかについては曖昧な点が多く、これまでに適用された記録も存在しないと言われる。一方で、実際に殺害行為に適用されてきた「ヨボ・コム」等の儀礼によつては「賠償」や「クラン間の関係修復」といったものは実現されず、懲罰的要素は少ない。儀礼のために必要な資金をNGOが提供する場合は、懲罰的要素はさらに減じられる。また、両儀礼ともに殺害行為に適用される儀礼であり、この紛争下で行われた殺害以外の行為については他の儀礼を考察することが必要であろう。

さらに、アチヨリの「伝統的」儀礼全般に共通する問題も存在する。まず、現在のアチヨリの人々すべてが元LRAのメンバーに「伝統的」儀礼を適用することを支持しているとは言えず、加えて、この紛争下の行為の加害者（LRAあるいは政府軍の兵士）にも被害者にもアチヨリ以外の人々がいる。こうした人々が加害者あるいは被害者の場合、アチヨリの「伝統的」儀礼を適用すべきなのかは不明である。

二〇〇六年一二月現在、政府軍とLRAとの和平交渉が行われており、LRAはICCの逮捕状が存在する限りは和平合意に署名しないとされている。ICCはウガンダ

政府に国際法上の義務を果たすことを要求しているものの、その場合は和平合意に至ることができず、戦闘が再開され、死傷者がさらに増加し、北部地域の疲弊を生むことが懸念される。また、和平交渉やICCの逮捕状について今後どのような展開になるうとも、少なくともICCの訴追の対象とならない人々については、「アチヨリの伝統的正義」の要素を含んだ何らかの制度を形成すべきという意見もある。こうした状況から、ICCの「正義」に代わるあるいは補完的に機能するような、「アチヨリの伝統的正義」の要素を含めた国内制度が検討される可能性もあると思われる。

アチヨリの「伝統的」とされる儀礼の多くは、これまでも形態や解釈が柔軟に変化してきた。現在の形態や解釈のもとでは紛争下の行為に対応できるのかについて疑問点があるからといって、即座に全ての可能性が否定されるものではないであろう。今後、アチヨリの「伝統的」儀礼の要素を含めた何らかの国内制度が検討される場合には、各儀礼の現段階での利点と限界について十分な考慮をすることが必要と思われる。

（えのもと たまら／東京大学大学院総合文化研究科博士課程）

〔付記〕本稿は、財団法人庭野平和財団の助成による研究成果の一部である。